

令和2年4月20日

千葉県知事 森田 健作様

千葉民主の会

会長 田中 信行

副会長 天野 行雄

竹内 圭司

礒部 裕和

松戸 隆政

入江 晶子

野田 剛彦

鈴木 陽介

平田 悦子

新型コロナウイルス感染症への対策に関する緊急要望

4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき発令された緊急事態宣言を受け、千葉県でも外出の自粛要請に加え、4月14日午前0時から施設の使用制限（休業要請）が始まりました。

しかし依然として千葉県における感染者数は増加の一途を辿り、医療・福祉の現場は非常に厳しい状況が続いています。また経済活動をはじめとする諸活動の停滞により、企業の経営や家計、生活にも大きな影響が出ており、千葉県でも知事の強いリーダーシップのもと、スピード感を持って各種対策に取り組む必要があります。

千葉県における新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、県民の命と生活を守るため、緊急要望を提言致しますので、適切かつ迅速な対応を賜りますようお願い致します。

1. 医療・福祉について

- ① PCR 検査スタッフの増員や必要機材の導入等により検査体制の充実を図り検査数を増やすこと。
- ② 軽症患者についてホテルや公共施設等の受け入れ先を早期に確保すること。
- ③ 宿泊療養・自宅療養している軽症患者について、医療従事者が適切に症状を管理・把握し、必要に応じて入院の措置を取れるような体制整備を図ること。また症状の把握を簡易迅速化できるようオンラインで観察できる設備、モニター類の整備を進めること。
- ④ 重症患者向けの病床や ICU、人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）等を確保するとともに、医療に必要な人員の確保を図り、重症化した患者が十分な医療を受けられるよう、県が主体的に現場との調整を進めること。
- ⑤ 感染症患者の受け入れを行っている医療機関に対し、必要な財政措置を行うこと。
- ⑥ 感染症の罹患が疑われる救急搬送患者の受け入れがスムーズに行われるよう県としてコーディネート・調整を図ること。
- ⑦ 千葉県医師会と協議の上 COVID-19 JMAT の受け入れを進め、感染症患者受け入れ医療機関・郡市医師会のサポートを行うこと。
- ⑧ 感染症患者を受け入れた病院における消毒支援等の対応を図ることで、院内感染を防ぐとともに風評被害を抑制すること。
- ⑨ 長期療養を強いられている患者のメンタルケアなどの施策を実施すること。
- ⑩ マスクや消毒用エタノール等を県が買い上げ、医療機関や介護施設、在宅医療的ケア児者のいる世帯、保育施設等に対して優先的に一定期間配布すること。
- ⑪ 初診患者に対してもオンライン等での診療が始まったが、県としてオンライン診療可能な病院数を増やすための支援を行うとともに、利用方法や診療可能医療機関を周知徹底し、その普及促進を図ること。
- ⑫ 発熱外来の設置にあたっては、県民にその意義について周知を徹底し、医療従事者並び

に受診患者の安全を図れるよう準備を進めること。

- ⑬ 保健所業務の外部委託や業務の縮小・延期、県庁他部局からの応援職員の緊急的派遣、OB 人材の活用等を通して、感染症対策で重要な役割を果たしている保健所の負担軽減・機能強化を図ること。
- ⑭ 訪問介護や訪問リハビリ等に携わる福祉事業所は、施設や利用者の自宅への訪問が抑制され今後の運営が厳しい状況となっているが、超高齢社会を今後本格的に迎える本県の介護体制を弱体化させないよう県の支援及び国への要望を行うこと。
- ⑮ 知的障害者の通所サービスが継続できるよう事業者の状況を把握し、県が継続に必要な支援を行うこと。
- ⑯ 虐待リスクの高い要保護児童については、児童相談所や学校等の連携による情報把握を密にし、必要な支援を着実に行うこと。
- ⑰ 家庭内暴力・DV を誘発する危険性が高まっていることから、被害者のためのホットラインや SNS 等を活用した相談体制の強化、民間支援団体及びシェルターとの連携を行い、相談や保護に確実につなげること。

2. 経済支援について

- ① 国の緊急経済対策を踏まえ県制度融資を利子や保証料等の負担が発生しないよう再設計し、県内企業が簡易迅速かつ低コストで資金調達できるよう積極的に資金繰りを支援すること。
- ② 千葉県が独自に決定した県内中小企業への支援金をはじめとする各種助成金や給付金、貸付金等を、迅速に受け取ることができるよう体制整備を図ること。また申請者の負担を軽減するために諸手続きを可能な限り簡易なものとするのと同時に書類作成の支援を行うこと。

- ③ 各種納付金や奨学金等について負担なく返済猶予が可能となるよう制度を整備すること。
- ④ 企業や個人の家賃や住宅ローンの支払いを猶予できるよう制度を整備すること。
- ⑤ 家賃の支払いが困難となった県民や住居を喪失する県民に対して各種住宅セーフティネットの周知徹底を図るとともに、迅速に住居確保支援を実施すること。
- ⑥ 市内飲食店の食事券販売を支援する柏市のような地域振興の取り組みを県としても積極的に支援する等、厳しい状況の中で経営を続けている県内企業の振興を行うこと。
- ⑦ 内定取消となった学生や職を失った方々の実態把握を行うとともに労働相談及び就労支援を行うこと。また県としても非常勤職員等として採用すること。
- ⑧ 外国人技能実習生の来日が困難になり、人手不足が深刻な産業も目立ち始めているので、迅速な人材のマッチングを図ること。
- ⑨ 1次産業における商品価格が暴落しており経営難に陥る事業者も増加しているため、県として積極的に経営支援を実施すること。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染終息後は県内の旅行業や飲食業、イベント産業など感染症による影響の大きい産業への支援を積極的に行うこと。

3. 教育について

- ① 長期間の授業中断により懸念されている学力格差の拡大を防ぐために、補習の実施や学習指導員の増配等に取り組むこと。また ICT を積極的に活用するとともに、ICT を利用できない子どもたちへの指導も合わせて行うこと。
- ② 長期間の休校による子どもたちの心のケアを徹底して行うこと。
- ③ 長期に亘り運動不足の状態が続いていることが危惧されるため、曜日ごとに校庭開放するなどの措置を図り体力減退を防止すること。

- ④ 経済的影響により家計が急変した家庭の学生への学費の支援等を実施すること。
- ⑤ 修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料等追加的に発生する費用への支援を実施すること。
- ⑥ マスクや消毒液の優先的配布、定期的な消毒実施、PCR 検査推進、感染防止に関するガイドラインの策定等により幼児教育施設における感染症対策を推進すること。
- ⑦ 休校措置にあたっては県内各地域での対応の違いや突然の方針変更等により多くの混乱が発生したため、今後は県教育委員会と市町村教育委員会との連携強化を図るとともに、迅速な情報公開を徹底することで、混乱発生を防止すること。

4. 情報収集・情報発信について

- ① HP による情報発信について、県としての支援策がワンストップで理解できるよう分かりやすく表示すること。また HP での情報発信にとどまらず、LINE や Facebook、twitter 等の SNS を活用し積極的に情報を発信していくこと。
- ② インターネット等を活用することができない県民に対しては、公用車や防災行政無線等様々な手段を活用し多面的に情報発信を図ること。
- ③ 緊急事態の広報や情報発信について県内市町村との連携を強化し、より迅速に情報伝達を行うこと。
- ④ 電話相談窓口の人員増強を図るなど、体制の充実を図ること。
- ⑤ 感染情報等についてビッグデータ等のデータ活用を図ることで、場当たりの対応ではなくデータに基づく迅速かつ的確な意思決定を行い、適切な感染防止対策に取り組むこと。
- ⑥ 真偽不明の情報が大量に氾濫し、現実社会に影響を及ぼすインフォデミックを積極的に抑制し、県内での混乱を抑制すること。

5. その他

- ① 感染症対策へ集中的に予算を投下できるように、予算の早期見直しや組み替えを行うとともに、県債発行等の措置を行い、財源の確保を図ること。
- ② 早期に新型コロナウイルス対策の実施計画を策定するとともに県内市町村の策定を支援することで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の積極的活用を図ること。
- ③ 災害発生時における避難所での感染症対策の詳細な計画を早急に策定すること。
- ④ 県内行政機関においてもテレワーク等を推進し、感染拡大防止に努めること。
- ⑤ 行政手続きの際の感染リスクを抑制するために、短期的には既存のオンライン手続きの推奨や手続き期限の延長、窓口の予約制導入を実施するとともに、中長期的には行政手続きのオンライン化の推進を図ること。